

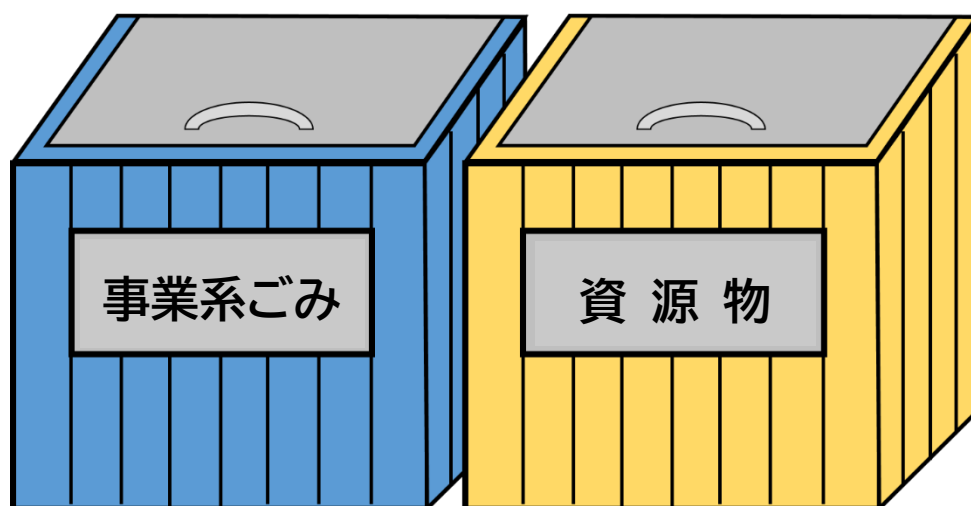
めざせ！ゼロカーボン

～ ごみを減らしてCO2削減 ～

事業系ごみ 分別・処理マニュアル

事業所から排出される **ごみの減量・適正処理** に向けて

「事業系ごみ 分別・処理マニュアル」をご覧ください、
「ごみの減量・資源化」に取り組みましょう



岡谷市 環境課

2050 年ゼロカーボンに向けて 「ごみの減量・資源化」の推進を

事業系一般廃棄物のうち、諏訪湖周クリーンセンターへ搬入される「燃やすごみ」の中には、分別することによって「資源物」となる古紙類や生ごみが多く含まれています。これらを発生抑制、再利用または再資源化することによって、燃やすごみを減らすことができます。

また、事業所から発生した廃プラスチックは産業廃棄物です。可燃性の事業系一般廃棄物は、諏訪湖周クリーンセンターへ搬入されます。諏訪湖周クリーンセンターは一般廃棄物の処理施設となりますので、産業廃棄物の処理はできません。廃プラスチックを入れないようにお願いします。

古紙類や生ごみは燃やすごみとせず、リサイクルしましょう！
廃プラスチック類は産業廃棄物です。
燃やすごみに入れないでください！



ごみを減らすため「3R」に、取り組みましょう！

まずは Reduce（リデュース） 発生抑制

続いて Reuse（リユース） 再利用

最後に Recycle（リサイクル） 再資源化

○事業系ごみの処理方法等について

（１）発生抑制

簡易包装製品の使用や飲食店における食べ残しを減らす取組みなど、発生抑制にご協力ください。

（２）再利用

使い終わったカレンダーやミスコピーの裏紙利用など、再利用にご協力ください。

（３）自己処理

生ごみや、敷地内の除草で発生した草の堆肥化等による自己処理にご協力ください。

◇事業系ごみを減らすと、 さまざまなメリットがあります。

ごみ減量で
事業所をスリムに！



事業系のごみを減らして
リサイクルを推進すると



- ・事業所のイメージアップ
- ・コストの節減・効率化
- ・従業員の意識改革
- ・エネルギーの節約
- ・資源の有効利用

事業所内でのリサイクル

オフィスで

- ・事務用消耗品は詰め替え可能なものなどを買う
- ・コピー用紙は両面使用
- ・再生品を積極的に利用

製造業者で

- ・詰め替え商品をつくるなど、ごみの発生抑制に努める
- ・リサイクル品を利用する
- ・リサイクルしやすい製品を作る

小売店で

- ・マイバック持参の推奨
- ・食料品は量り売り、バラ売りに
- ・詰め替え商品を積極的に販売
- ・メーカーの自主回収を利用
- ・再生品を積極的に販売

飲食店で

- ・生ごみを減らす
- ・生ごみの水きりをする
- ・使い捨て商品の使用は控える
- ・生ごみはリサイクルへ

事業系ごみの処理についてのQ&A

Q：事業所と住宅が一体となっているが家庭系ごみとして出してよい？

A：事業所（お店）から出たごみは事業系ごみ、住宅から出たごみは家庭ごみとして、分けて排出してください。

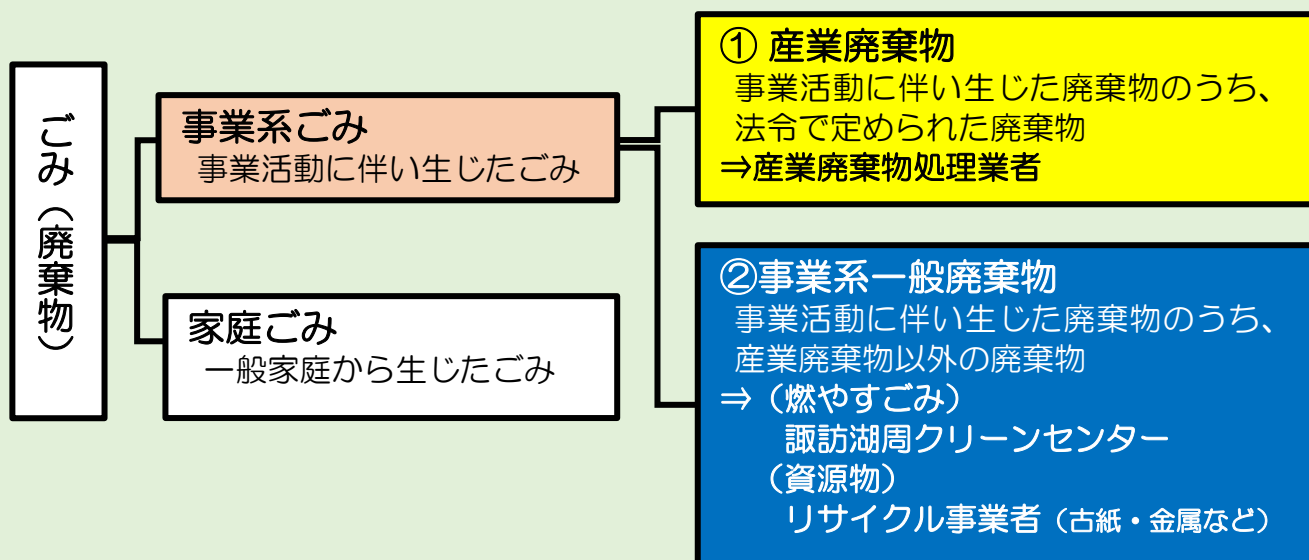
Q：事業所からは少ししかごみが出ませんが？

A：事業活動によって排出されたごみは、質や量にかかわらず事業系ごみです。家庭ごみの収集場所に排出することもできますが、その際は、市への届出が必要となり、手数料（特別手数料）を納めていただきます。

◇事業系ごみとは

家庭から排出される家庭ごみとは別に、事業活動に伴い生じたごみを事業系ごみといいます。事業系ごみは大きく分けて「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に区分され、それぞれ適正な処理方法が定められています。

廃棄物の分類



① 産業廃棄物 【処理方法】 ○産業廃棄物処理業者へ自己搬入する ○産業廃棄物処理業者へ収集運搬を委託する	あらゆる事業活動に伴うもの 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず・コンクリートくず、鋳さい、がれき類、ばいじん 特定の事業活動に伴うもの 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物等 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例：汚泥やばいじんなどの廃棄物をコンクリートで固めたもの） ※産業廃棄物（20種類）分類の一覧表P7を参照
② 事業系一般廃棄物 【処理方法】 ①一般廃棄物処理施設へ自己搬入する ②許可業者に収集運搬を委託する ③ごみ収集定位置へ排出する（市への届出が必要） ※詳細はP5.6を参照	事業系一般廃棄物の例 生ごみ、ティッシュペーパー、段ボール、紙バック、新聞、雑誌、オフィス紙、草、落ち葉 等 ※産業廃棄物（20種類）分類の一覧表P7を参照

◇事業系一般廃棄物は、以下の3つの方法で処理することができます。

① 一般廃棄物処理施設(諏訪湖周クリーンセンター)へ自己搬入する (燃やすごみ)

持ち込んだ燃やすごみの重量に応じて手数料を納めていただきます。

ごみ処理手数料 160 円/10 kg

- 廃プラ等の産業廃棄物は持ち込みできません。
- 古紙類はリサイクル処理に努めてください。
- 諏訪湖周クリーンセンターへ直接持ち込む場合は、指定ごみ袋(有料)に入れずに持ち込んでください。
- 諏訪湖周クリーンセンターは「一般廃棄物(燃やすごみ)」の処理施設のため、「産業廃棄物」の処理はできません。

(「産業廃棄物」の種類は、P7の「産業廃棄物(20種類)分類」の一覧表で確認してください。)

○受入時間

月～金曜日 8:30～16:00、土曜日 8:30～12:00

※日曜日、年末年始(12/31～1/3迄)は受入を行っていません。

○連絡先

諏訪湖周クリーンセンター 岡谷市字内山 4769-14

Tel 0266-78-1090 (湖周行政事務組合)

② 許可業者に収集運搬を委託する

事業系一般廃棄物は、市から許可を受けた一般廃棄物処理業者へ処理の依頼をしてください。(産業廃棄物は、産業廃棄物処理業者(県の許可を受けた業者)へ依頼)

※一般廃棄物処理業者のお問合せは、岡谷市環境課(P6)へご連絡ください。(下記一覧は市内業者のみ)

No	収集運搬業 許可業者名称	一般廃棄物の内容	事業所の所在地	電話番号
1	古田ゆみ子(古田商店)	燃やすごみ・埋立ごみ・資源物	岡谷市287-12	0266-23-5692
2	(株)アイ・コーポレーション	燃やすごみ・埋立ごみ・資源物・粗大ごみ	岡谷市川岸東1-4-23	0266-24-0110
3	TPRトータルサービス(株)	燃やすごみ	岡谷市加茂町2-16-6	0266-23-8817
4	藤森政明(エムズカンパニー)	燃やすごみ・資源物	岡谷市川岸東5-9-5	0266-22-8679
5	(有)丸安今井商店	燃やすごみ	岡谷市加茂町4-9-2	0266-22-5523
6	林金属工業(株)	燃やすごみ・埋立ごみ	岡谷市神明町3-19-2	0266-22-4888
7	(有)成山商店	燃やすごみ・資源物	岡谷市川岸東5-2-19	0266-22-2867
8	宝資源開発(株)	事業系一般廃棄物全般	岡谷市赤羽1-7-23	0266-22-9398
9	(株)クリーン・ワーク	燃やすごみ・埋立ごみ・資源物	岡谷市神明町4-10-1	0266-24-1535
10	(有)トモダ	一般廃棄物全般	岡谷市堀ノ内1-3-27	0266-23-3600
11	(株)吉川商店	燃やすごみ	岡谷市湖畔1-7-4	0266-22-3697
12	(株)岡谷組	事業系燃やすごみ・紙類	岡谷市幸町6-6	0266-23-5671

No	処分業 許可業者名称	一般廃棄物の内容	事業所の所在地	電話番号
1	(株)アイ・コーポレーション	木くず、廃プラスチック類のみ	岡谷市川岸東1-4-23	0266-24-0110

③ごみ収集定位置へ排出する（燃やすごみ・埋立ごみ）

※市への届出・手数料の納付が必要です。

事業系一般廃棄物のうち、燃やすごみまたは埋立ごみを、家庭ごみの収集場所へ排出することができます。1回の排出量は、最大で5袋まで出すことができます。

◎指定ごみ袋（有料）に入れていただき、別途下記の手数料を納めていただきます。

手数料（特別手数料）	22リットル指定ごみ袋 ※1回1袋あたり	45リットル指定ごみ袋 ※1回1袋あたり
燃やすごみ（週2回収集）	1,200円／月額	2,350円／月額
埋立ごみ（月1回収集）	470円／月額	890円／月額

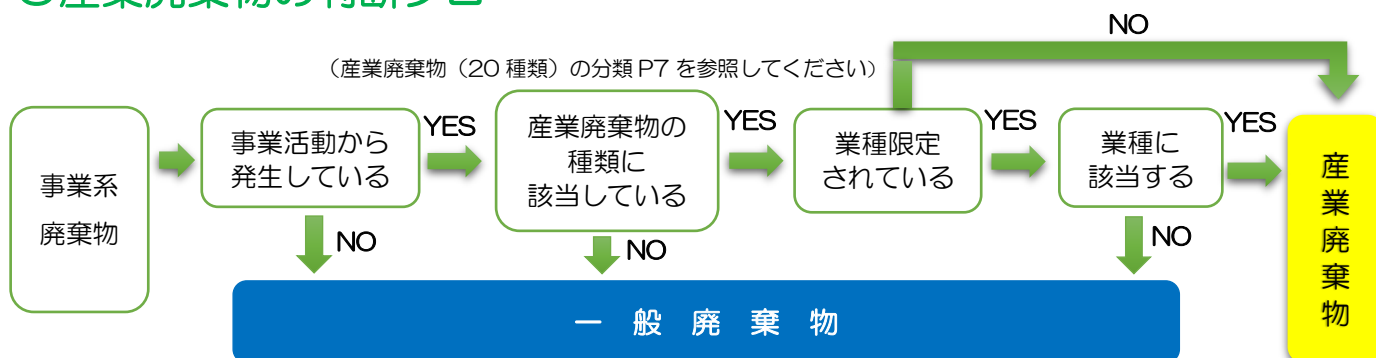
例）1回に燃やすごみ45ℓ3袋、埋立ごみ45ℓ1袋の場合の月額合計

燃やすごみ 2,350円×3袋＝7,050円、埋立ごみ 890円×1袋＝890円 **月額7,940円**

◇事業系ごみの処理責任

事業所から出るごみは、業者が自ら処理する責任があります。会社やお店などの事業所から排出される事業系ごみは、量の多少に関わらずその事業者が責任を持って適正に処理してください。

○産業廃棄物の判断フロー



○産業廃棄物の処理

●県から許可を受けた産業廃棄物処理業者に依頼し、適正に処理、処分してください。

【産業廃棄物についてのお問い合わせ】

長野県松本地域振興局 環境・廃棄物対策課へ

☎0263-40-1956

【お問い合わせ】

岡谷市 市民環境部 環境課 資源化担当

☎0266-23-4811 内線 1447・1448

産業廃棄物（20種類）の分類

区分	対象物の例	主な排出事業者	事業系一般廃棄物	産業廃棄物
①紙くず （業種指定）	包装材、段ボール、壁紙等	建設業（工作物の新築・改築・除去に伴う物）		●
	パルプ、紙、紙加工品、板紙、書類等	パルプ、紙製造業、紙加工品製造業、出版業、製本業等		●
	従業員等の個人消費に伴って生ずる紙くず、雑誌、新聞紙、事務用品、カタログ、梱包紙、段ボール	会社事務所、スーパー、マーケット、飲食店等	●	
②木くず （業種指定）	型枠、足場材、建具工事等の材料、伐採材、木造解体材等	建設業（工作物の新築・改築・除去に伴う物）		●
	残材、チップ、おがくず等	製造業、木製品製造業、パルプ製造業、家具製造業		●
	木製机、テーブル、梱包材、板きれ、看板等	会社事務所、飲食店、看板店等	●	
	木製電柱、木製電線ドラム等	物品賃貸業に係る廃木製品		●
	測量杭、測量ポール	電気工事業		●
	測量杭、測量ポール	測量業	●	
	街路樹剪定木、庭木剪定木	造園業、園芸サービス業	●	
	河川・道路監理等に伴う流木、木くず	国・県・市等の管理者	●	
	間伐材	育林業	●	
	木製とプラスチック製の椅子などの一体物	全事業所		●
③繊維くず （業種指定）	木製パレット （パレットに固定された木製の構築物含む）	全事業所		●
	廃ウエス、縄、ロープ類、畳等の天然繊維	建設業（工作物の新築・改築・除去に伴うもの）		●
	綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	製糸業、紡績業等		●
	繊維くず	繊維製品製造業（衣類その他）	●	
④動物性残さ （業種指定）	布製衣類、布団、座布団等	百貨店、スーパーマーケット、寝具店等	●	
	魚、獣の骨、内臓のあら、野菜くず、酒かす、麺くず、ハムくず、パンくず等	食料品製造業、パン・菓子製造業、種類製造業、精穀、製粉業、豆腐製造業等		●
	賞味期限切れの製品くず	卸売市場、飲食店、スーパーマーケット、精肉店、小売店、ホテル等	●	
⑤動物系 固形不要物 （業種指定）	賞味期限切れの製品くず	同上	●	
	家畜の解体等により生ずる骨などの残さ	と畜場、食鳥処理場		●
⑥動物のふん尿 （業種指定）	食肉の骨などの残さ	精肉店、飲食店、ホテル等	●	
	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等のふん尿	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等、畜産類事業（フリーダー）		●
⑦動物の死体 （業種指定）	ペット、動物園等のふん尿	ペットショップ、犬猫病院、動物園等	●	
	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣の死体	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等、畜産類事業（フリーダー）		●
⑧燃え殻	ペット、動物園等の死体	ペットショップ、犬猫病院、動物園等	●	
	木炭、重油、石炭がらなどの燃焼物の焼却灰、炉清掃排出物（すす）等	全事業所（浴場、焼肉店、事務所等）		●
	産業廃棄物の木くずやカンナくず等を焼却した際の燃え殻・灰	建設業、製材業、木製品製造業		●
⑨污泥	紙くずを焼却した際の燃え殻・灰	全事業所	●	
	工場排水処理や各種製造工程で生ずる泥状物、道路側溝の泥状物	全事業所（工場、飲食店、旅館、国・県・市等）		●
⑩廃油	エンジン油などの鉱物性油、てんぷら油などの動植物性油、溶剤等	全事業所（ガソリンスタンド、飲食店、塗装業等）		●
⑪廃酸	酸性の廃液を含むもので、写真定着液、アルコール発酵廃液	全事業所（写真現像所、食品製造業等）		●
⑫廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、自動車用不凍液等	全事業所		●
⑬廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず等合成高分子化合物を含むもので、タイヤ、塗料かす、ビニール袋、農業用ビニール、発砲梱包材、発砲トレイ等	全事業所		●
	飲食店等で客に提供したプラスチック容器、業務用のペットボトル等	飲食店、スーパー、百貨店、パチンコ店等		●
	従業員等の個人消費に伴って生ずる弁当がら等のプラスチック容器包装、プラスチック製品、ビニール袋、発砲包装材、発砲トレイ、ペットボトル等	会社事務所等		●
⑭ゴムくず	天然ゴムくずであって、天然ゴム製手袋、天然ゴム製器具等	全事業所		●
⑮金属くず	鉄、プリキ、トタン、銅線、アルミサッシ、番線、ボルト、金属なべ、金属缶等	全事業所		●
	従業員等の個人消費に伴って生ずる飲料缶等の金属容器、金属製品等	会社事務所等		●
⑯ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード等	全事業所		●
⑰鉱さい	高炉、転炉等の残さい、不良鉱石、不良石灰、粉炭かす等	高炉による製鉄業、製鋼・製鋼圧延業等		●
⑱がれき類	工作物の除去に伴い生じるものでコンクリートの破片、レンガの破片等	全事業所		●
⑲ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められたもの	ばい煙発生施設		●
⑳産業廃棄物を処理するために処理したもので、上記の廃棄物に該当しないもの	汚泥のコンクリート固化物等	廃棄物処理施設等		●

事業系のごみと資源物の分け方

種 類

事業系ごみと資源物の例

※ この表は目安を示したものです。詳しくは、岡谷市役所環境課にお問い合わせください。

資源化可能な古紙

段ボール

紙パック

新聞

雑誌

オフィス紙

ミックスペーパー（シュレッダーした紙、はがき、封筒、付せん紙、名刺、メモ用 など）

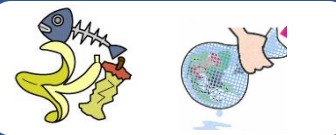


○古紙類は品目ごとに分別して古紙のリサイクル業者か一般廃棄物の処理業者へ委託しリサイクルしてください。
○機密文書も安全にリサイクルできる業者があります。
○建設工事や紙加工品の製造業等、特定の事業活動に伴い発生した紙くずは、産業廃棄物です。

生ごみ（食品残さ）

食品の食べ残し、売れ残り、調理残さ など
（産業廃棄物に該当するものを除く。）

※排出する前に水分をよく切ってください。



○食料品製造業などの特定の事業活動に伴う場合は、産業廃棄物です。 ○食品関連事業者は食品リサイクル法により減量・リサイクルが義務付けられています。○生ごみ処理機や、リサイクル施設に搬入して資源化が可能です。

燃やすごみ

使用済みのティッシュペーパー、リサイクルできない紙、草、落ち葉 など



○できるかぎり、リサイクルするよう分別を徹底してください。
○リサイクルできないものは、クリーンセンターへ持込むなど適正に処理してください。

廃プラスチック類

ペットボトルを含む

飲料用ペットボトル、調味料ペットボトル、発砲スチロール等の緩衝材類、PPバンド、弁当、カップめん等の容器、ラップ類やトレー、ビニール袋、たばこ等の外装フィルム、化学繊維製の布 など



○汚れが付着していても、一般廃棄物ではありません。産業廃棄物として処理してください。
○できるかぎり、リサイクルしてください。

一般廃棄物

産業廃棄物

金属くず

飲料用缶を含む



飲食用の缶、商品の入っていた缶、ハサミや刃物類、アルミホイル、ホッチキス針、安全ピン、一斗缶、釘、クリップ など

○できるかぎり、リサイクルしてください。



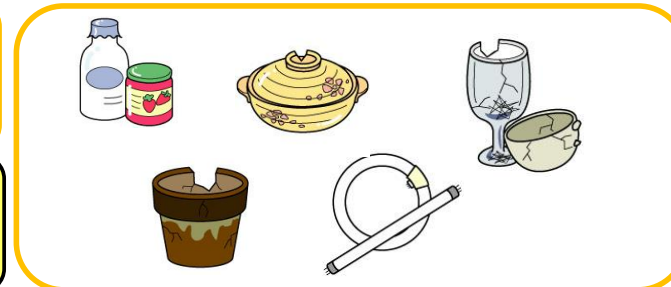
ガラス・陶磁器くず

飲料用びんを含む



飲食用のびん、商品の入っていたびん、コップ等ガラス類、蛍光灯や電球、茶碗等の陶器類、植木鉢、調味料などのガラス製容器 など

○蛍光灯・電球は、産業廃棄物の金属くずとガラス・陶磁器くずの混合物に分類されます。
○できるかぎり、リサイクルしてください。



廃油



食用油、ラード、鉱物油、エンジンオイル など

○できるかぎり、リサイクルしてください。



電池



アルカリ乾電池、マンガン乾電池、小型充電式電池など（金属くずや汚泥等の混合物に分類）

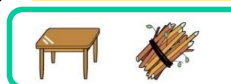
○できるかぎり、リサイクルしてください。



木くず



木製品、木製パレット、せん定枝 など



○建設工事や木製品の製造業など特定の事業活動に伴い発生した場合と貨物流通用木製パレット等は産業廃棄物、その他は一般廃棄物です。 ○樹木のせん定枝などは、できるかぎり、リサイクルしてください。

古布



不要になった作業服・制服・デコレーションに使



○建設工事や繊維工業など特定の事業活動に伴い発生した場合は産業廃棄物、その他は一般廃棄物です。なお合成繊維は廃プラスチック類です。

その他



オフィスの机・椅子、ロッカー・棚等、家電製品、



○材質により、一般廃棄物又は産業廃棄物になります。 ○金属・プラスチック・ガラス等は、産業廃棄物の処理業者、木製品は一般廃棄物の処理業者へ委託し、処理してください。 ○テレビ、エアコン、冷蔵（凍）庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコンは、法律によりリサイクルが定められています。処理は、販売店メーカーにお問い合わせください。

一般廃棄物